

平成16年11月18日

新潟市発注工事
一般競争入札参加申請
特定共同企業体構成員 各位

新潟市企画財政局財政部
契 約 課 長
(担当 工事契約係)

特定共同企業体の運用について

このことについて下記のとおりのお取り扱いとなりますので、ご承知おき願います。

記

特定共同企業体による一般競争入札において、開札前に特定共同企業体の構成員の一部が「指名停止措置を受けるか、会社更生手続の申し立てを行った（以下「指名停止措置等」という。）」場合のお取り扱い

- 1 特定共同企業体の構成員の一部が指名停止措置等となった場合は、指名停止等を受けた構成員（以下「被指名停止等会社」という。）を含んだ状態のままでは、一般競争入札の参加資格を喪失する。
- 2 ただし、開札前までであれば、当該特定共同企業体は、被指名停止等会社を構成員から外し、これに代わる構成員を補充の上、新たな特定共同企業体として、入札参加申請を行うことができる。この場合、新たな特定共同企業体なので、出資比率や代表者の変更も可能であるが、被指名停止等会社以外の構成員の変更は認められない。
- 3 特定共同企業体の構成員の一部が指名停止等の措置を受け、その特定共同企業体が解散（文書による市への解散の報告が必要）した後であれば、被指名停止等会社以外の構成員だった会社は、前記2の構成員となることができる。